

(11) 年度別国庫(県費)補助事業一覧表

区分 年度	水道水源開発等施設整備事業			生活基盤施設耐震化等交付金事業			簡易水道施設整備事業				
	箇所	補助対象 事業費	国庫補助金	市町	補助対象 事業費	国庫補助金	箇所			補助対象 事業費	国庫補助金
							本土	離島	計		
平成元	5	1,149,490	556,968	-	-	-	18	19	37	3,489,461	1,538,397
2	6	724,561	340,665	-	-	-	24	19	43	3,929,541	1,697,615
3	7	1,093,113	499,677	-	-	-	19	18	37	4,847,840	2,114,668
4	8	1,624,468	710,512	-	-	-	28	25	53	5,715,988	2,502,573
5	8	2,393,314	1,141,563	-	-	-	26	20	46	7,252,032	3,093,722
6	11	1,482,760	693,366	-	-	-	25	21	46	6,424,715	2,660,723
7	8	1,190,040	524,536	-	-	-	30	21	51	8,022,505	3,288,328
8	9	1,343,870	597,423	-	-	-	25	21	46	6,358,243	2,653,143
9	11	1,573,943	695,915	-	-	-	24	21	45	7,197,862	3,143,872
10	16	3,288,691	1,434,932	-	-	-	36	25	61	11,241,398	4,800,921
11	13	2,842,909	1,122,767	-	-	-	25	23	48	6,653,107	2,896,989
12	12	912,199	335,471	-	-	-	19	21	40	5,141,099	2,212,723
13	8	1,168,797	386,010	-	-	-	17	22	39	5,687,341	2,416,141
14	11	2,099,779	698,645	-	-	-	16	14	30	3,601,682	1,578,310
15	10	1,433,483	490,554	-	-	-	16	15	31	4,842,390	2,129,261
16	7	1,382,951	471,918	-	-	-	19	20	39	5,086,646	2,249,733
17	7	2,295,085	781,738	-	-	-	15	14	29	3,830,808	1,649,424
18	7	1,152,119	397,422	-	-	-	17	11	28	3,699,853	1,539,374
19	6	727,600	253,927	-	-	-	14	6	20	2,887,730	1,196,905
20	7	1,084,466	396,135	-	-	-	11	7	18	2,660,289	1,081,200
21	6	713,870	280,327	-	-	-	12	9	21	3,355,346	1,216,282
22	7	571,517	176,595	-	-	-	15	13	28	4,525,521	1,714,571
23	3	1,129,505	371,987	-	-	-	11	11	22	3,798,935	1,477,751
24	2	1,877,138	625,712	-	-	-	13	12	25	5,805,803	2,184,486
25	3	1,321,506	437,406	-	-	-	11	9	20	3,294,598	1,220,745
26	5	1,284,416	428,137	-	-	-	16	14	30	3,810,428	1,442,592
27	3	591,952	197,317	1	360,126	120,042	9	1	10	2,309,502	797,088
28	3	313,584	104,528	7	2,594,927	971,595	15	7	22	3,490,737	1,380,510
29	3	591,952	197,317	6	1,748,611	636,857	9	1	10	2,309,502	797,088
30	2	311,078	153,764	6	1,837,090	644,944	6	1	7	894,476	325,219
令和元	4	605,174	263,608	7	2,673,476	950,705	3	2	5	1,341,430	547,360

※ 13、14年度は貸付金事業を含む。

(単位：千円)

県費補助金 (増補改良を含む)	水道水源（地下水）開発事業			備考
	箇所	補助対象 事業費	県費補助金	
—	11	70,744	簡水のみ 25,500	
—	11	65,345	” 24,462	
—	10	63,680	” 22,888	
—	10	86,891	” 24,663	
—	10	87,846	” 25,000	
—	10	103,671	” 25,000	
—	10	127,007	” 25,000	
—	10	101,828	” 25,000	
—	10	101,623	” 25,000	
—	10	95,608	” 24,746	
—	7	56,910	” 17,500	
—	8	76,326	” 20,000	
—	5	46,369	” 11,870	
—	3	23,377	” 6,627	
—	2	23,742	” 5,000	
—	3	28,709	” 7,500	
—	2	29,679	” 5,000	
—	2	12,214	” 4,928	
—	制度廃止			
—				
—				
—				
—				
—				
—				
—				
—				交付金制度創設
—				
—				
—				
—				

(12) 令和元年度国庫補助事業一覧

水道水源開発等施設整備事業

(単位：%、千円)

補助事業者名	地区(事業)名	工期	全体事業費	水道負担率	補助率	国庫補助基本額	国庫補助額	備考
佐世保市	石木ダム	S50-R4	28,500,000	35.0	1/3	391,423	195,711	負担金
諫早市	水道水源開発施設	R1-R3	438,859	-	1/3	37,880	12,626	
佐世保市	石木ダム (導水管等)	H26-R4	5,998,844	-	1/3	135,647	45,215	
諫早市	高度浄水処理施設	R1-R3	2,493,341	-	1/4	40,224	10,056	
計	4地区	-	-	-	-	605,174	263,608	-

生活基盤施設耐震化等交付金

(単位：%、千円)

補助事業者名	事業名	計画期間	年度総事業費	水道負担率	補助率	国庫補助基本額	国庫補助額	備考
長崎市	緊急時給水拠点確保等 基幹構造物(補強)	H27-R10	2,237,123	-	1/3	503,727	167,909	
長崎市	緊急時給水拠点確保等 基幹構造物(改築更新)	H27-R10	132,606	-	1/3	4,600	1,533	
長崎市	水道管路耐震化等推進 水道管路緊急改善	H30-R10	801,500	-	1/3	625,097	208,365	
佐世保市	水道管路耐震化等推進 水道管路緊急改善	H28-R1	235,000	-	1/3	235,000	78,333	
佐世保市	緊急時給水拠点確保等事業 緊急時用連絡管	H30-R2	250,000	-	1/4	250,000	62,500	
佐世保市	緊急時給水拠点確保等事業 重要給水施設配水管	H30-R9	154,886	-	1/4	140,000	35,000	
佐世保市	水道未普及、飛地区域	H30-R2	90,830	-	4/10	84,140	33,656	三本木
佐世保市	水道未普及、飛地区域	R1-R4	26,012	-	4/10	15,420	6,168	野中・十文野
佐世保市	水道未普及、区域拡張	H29-R1	43,210	-	4/10	43,210	17,284	高花・戸ヶ倉
島原市	緊急時給水拠点確保等 基幹構造物(改築更新)	H30-R5	328,755	-	1/4	16,500	4,125	
諫早市	水道管路耐震化等推進 水道管路緊急改善	H28-R7	151,076	-	1/3	118,110	39,370	
南島原市	緊急時給水拠点確保等事業 重要給水施設配水管	H30-R2	44,823	-	1/4	41,341	10,335	
南島原市	緊急時給水拠点確保等 基幹構造物(改築更新)	H30-R3	30,824	-	1/4	29,885	7,471	
東彼杵町	水道管路耐震化等推進 水道管路緊急改善	R1	13,873	-	1/3	13,000	4,333	
新上五島町	簡水再編、統合簡水	H22-R1	173,081	-	1/2	161,646	80,823	奈良尾
新上五島町	生活基盤、基幹改良	H25-R7	251,100	-	1/2	250,000	125,000	有川
新上五島町	生活基盤、基幹改良	H26-R6	51,286	-	1/2	47,000	23,500	上五島北部
新上五島町	生活基盤、基幹改良	H27-R6	46,027	-	1/2	45,000	22,500	若松島
新上五島町	生活基盤、基幹改良	H28-R7	45,680	-	1/2	45,000	22,500	崎浦
計	5市2町	-	5,107,692	-	-	2,668,676	950,705	-

本土簡易水道施設整備事業

(単位：人、千円)

市町村名	地区名	補助率	計画 給水人口	工期	年度総事業費	国庫補助 基本額	国庫 補助額	備考
長崎市	統合	1/3	13,946	H20-R1	295,710	295,710	98,570	簡水再編 統合整備
平戸市	紐差	1/3	3,037	H27-R1	189,197	189,000	63,000	簡水再編 統合整備
諫早市	有喜	1/3	2,572	H25-R1	28,764	21,546	7,182	生活基盤 基幹改良
計	3地区	-	-	-	513,671	506,256	168,752	-

離島簡易水道施設整備事業

(単位：人、千円)

市町村名	地区名	補助率	計画 給水人口	工期	年度総事業費	国庫補助 基本額	国庫 補助額	備考
対馬市	中央	1/2	2,460	H29-R5	179,383	150,000	75,000	生活基盤 基幹改良
対馬市	三根	1/2	1,146	R1-R5	80,000	80,000	40,000	生活基盤 基幹改良
計	2地区	-	-	-	259,383	230,000	115,000	-

(13) 国庫補助対象事業一覧表(平成22年度改正後)

① 簡易水道等施設整備費国庫補助金

1. 補助対象事業		2. 認可及び経営	3. 採 択 要 件
市町村が策定し、厚生労働大臣が適当と認めた水道未普及地域解消計画に基づく事業			
水 道 未	新 設	給水人口 101人以上 5,000人以下 法第6条の認可 (簡易水道事業)	ア 市町村が行う事業 イ 橋で連絡されていない島又は既存の水道事業の給水区域から道路延長が原則として10km以上離れた区域 ウ 計画給水人口が現在人口の2倍を超える場合はその越える部分は補助対象外
		給水人口 10人以上 100人以下 —————	ア 市町村が行う事業 イ 橋で連絡されていない島又は既存の水道事業の給水区域から道路延長が原則として10km以上離れた区域 ウ 給水人口が10人以上100人以下とする。
普 及	給水人口5,000人超 (新設のみ)	法第6条の認可 (上水道事業)	簡易水道の布設条件を備えたいいくつかの地域を、原則として200m以上の連絡管で連結し、5,001人以上の給水人口となる単一の水道施設を新設する事業
地 域 解 消	飛 地 区	給水人口 101人以上 5,000人以下 法第10条の認可 (簡易水道事業) (上水道事業)	次のア又はイのいずれかに該当するもの ア 既存の水道事業の給水区域から原則として200m以上離れた地域に、既存の水道事業の経営による水道施設の整備を行う事業 イ アの地域又はその周辺で水源確保が困難なため、同一行政区域内の水道事業から浄水を受ける水道のうち、水道事業の給水区域から原則200m以上の連絡管整備を行う事業
	域	給水人口 10人以上 100人以下 —————	飲料水供給施設の布設条件を備えた地域における同上の事業であって給水人口が10人以上100人以下とする。
事	給水区域内無水源	—————	既認可給水区域であって、水道が布設されていない地区(給水人口101人以上5,000人以下)に対し、現在給水されている区域から原則として200m以上の連絡管で連結して行う水道施設の整備事業
業 区 域 拡 張	区 域	給水人口 101人以上 5,000人以下 法第10条認可 (簡易水道事業)	給水人口10人以上の区域を拡張する事業 この事業を行うために必要な基幹改良事業(生活基盤近代化事業の対象)を含む。
	拡 張	給水人口 10人以上 100人以下 —————	給水人口20%以上の区域を拡張する事業

注1 下線部分は、地下水汚染等地域又は財政力指数0.30以下の市町村はこの限りでない。

注2 国庫補助対象事業に要する費用(全体工期に係る補助対象事業費)が1,000万円に満たない事業を除く(全事業共通)

1. 補助対象事業		2. 認可及び経営	3. 採 択 要 件
簡 易 水 道 再 編 推 進 事 業	統合簡易水道	法第6条、 第10条認可 (簡易水道事業) (上水道事業)	別記注4の簡易水道施設または飲料水供給施設であって下記のア、イ又はウのいずれかに該当する事業。 ア 市町村策定の「統合簡易水道施設整備計画」に基づく、水道未普及地域解消事業(51人以上)及び生活基盤近代化事業の対象施設整備並びに基幹的施設の新設事業 イ 統合簡易水道施設の区域内で水源が枯渇し、水源確保が困難な場合、原則として200m以上の距離を有する他の水道事業から浄水を受けることが最も経済的、合理的であって厚生労働大臣が必要と認めたもの ウ 経営の一元化、管理の一体化等を図る場合の遠隔監視システムの整備事業。
	簡易水道統合整備事業	法第6条、 第10条認可 (上水道事業)	別記注4の簡易水道施設または飲料水供給施設であって下記のアまたはイに該当する事業。 ア 市町村策定の「簡易水道統合整備計画」に基づき、上水道と簡易水道施設又は飲料水供給施設との統合整備に必要な水道未普及地域解消事業(51人以上)及び生活基盤近代化事業の対象施設整備並びに基幹的施設の新設事業 イ 経営の一元化、管理の一体化等を図る場合の遠隔監視システムの整備事業
生 活 基 盤 補 近 代 化 事 業	簡易水道施設	法第10条認可 (簡易水道事業)	別記注4の簡易水道施設又は飲料水供給施設であって下記の①～⑤のいずれかに該当する事業。 (①については特定経営状況事業に該当すること) なお、平成19年度以降に上水道に統合された簡易水道等は当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上かつ当該施設の有収水量当たりの増補改良事業費用が平均以上であること、また、他の水道施設から原則として200m以上離れていること ①竣工後10年以上経過した施設の増補改良で次のア又はイに該当する事業 ア 水源枯渇又は区域内人口の増加、若しくは生活改善等に伴う使用水量の増加により、当初の計画水量では需要に応ずることができなくなったものであること。 イ 渇水期間中の1人1日当たりの最大給水可能量が150ℓ以下であること。 ②「水質基準に関する省令」による水質基準に適合しなくなるおそれが生じたことに伴う施設整備事業 ③鉛製管の更新を行う事業 ④クリプトスポリジウム等病原性原虫対策としてのろ過施設 ・紫外線処理施設の整備又はろ過施設の整備に代替して開発する水源の整備事業
	飲料水供給施設	—	別記注4の飲料水供給施設であって下記の①～⑤のいずれかに該当する事業。 (①については特定経営状況事業に該当すること) なお、平成19年度以降に上水道に統合された飲料水供給施設等は当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上かつ当該施設の有収水量当たりの増補改良事業費用が平均以上であること、また、他の水道施設から原則として200m以上離れていること ①竣工後10年以上経過した施設の増補改良で次のア又はイに該当する事業 ア 水源枯渇又は区域内人口の増加、若しくは生活改善等に伴う使用水量の増加により、当初の計画水量では需要に応ずることができなくなったものであること。 イ 渇水期間中の1人1日当たりの最大給水可能量が150ℓ以下であること。 ②「水質基準に関する省令」による水質基準に適合しなくなるおそれが生じたことに伴う施設整備事業 ③鉛製管の更新を行う事業 ④クリプトスポリジウム等病原性原虫対策としてのろ過施設 ・紫外線処理施設の整備又はろ過施設の整備に代替して開発する水源の整備事業

注3 統合簡易水道とは、既存の簡易水道の統合整備、又は既存の簡易水道と飲料水供給施設の有機的一体化と事業経営の一元化が図られた水道を言う。(統合整備するため、基幹的施設その他の施設の整備、統合と合わせ未給水区域への施設整備を含む)

注4 特定簡易水道事業に該当しない簡易水道事業の簡易水道施設または特定飲料水供給施設に該当しない飲料水供給施設。平成31年度までは簡易水道事業統合計画が策定され、統合の対象とされているものは補助の対象となる。(ただし、自然災害などによる整備の遅れにより工期を延長するものとして厚生労働省が承認した事業に限る)

1. 補助対象事業		2. 認可及び経営	3. 採 択 要 件	
生活 基盤 近代 化事 業	増 補	簡易水道 施設	法第10条認可 (簡易水道事業)	
	改 良	飲 料 水 供 給 施 設		⑤基幹的な水道構造物の耐震化のための補強事業で、次のいずれにも該当するもの ア 地震による水道施設の被害の経験がある、又は、今後特におそれのある地域における事業 イ 取水施設、導水施設、浄水施設、送配水施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設(管路を除く)及びこれらの施設内に存在する基幹的な水道構造物であり、施設の運営に必要な施設等 ⑥緊急遮断弁又は非常用電源設備を設置する事業であって、地震による水道施設の被害の経験がある又は、今後特におそれのある地域における事業 ⑦原子力発電所等核燃料を取扱う施設の周辺の水道事業者が事故時等に放射線量の確認を行うための分析機器の整備事業
	基 幹	簡易水道 施設	法第10条認可 (簡易水道事業) (上水道事業)	別記注4の簡易水道施設または飲料水供給施設であって老朽化その他やむを得ない事由により機能が低下した基幹的施設の廃止・新設事業で次のいずれかに該当するもの。 なお、平成19年度以降に上水道に統合された簡易水道等は当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上かつ当該施設の有収水量当たりの基幹改良事業費用が平均以上であること、また、他の水道施設から原則として200m以上離れていること ①竣工後原則として40年以上経過した構築物 ②設置後原則として10年以上経過した機械、装置(関連する構築物を含む) ③布設後20年以上経過した管路。但し、各施設ごとの管路延長又は全管路延長の20%以上(財政力指数が0.30以下の市町村においては10%以上、特定市町村の場合においては15%以上、また、铸铁管及びコンクリート管の更新については管路延長要件を適用しない)の改良を行うもの。 ④竣工後20年以上経過した離島簡易水道の海底送水管の布設替事業で厚生労働大臣が必要と認めたもの。 ⑤地震による水道施設の被害の経験がある、又は、今後、特におそれのある地域における、地震対策として行う石綿セメント管を廃止して新設する事業。
		飲 料 水 供 給 施 設 (離島の み)	——	
	水 量 拡 張	簡易水道 施設	法第10条認可 (簡易水道事業)	別記注4の簡易水道施設または飲料水供給施設であって計画給水量を従前の計画給水量の20%以上拡張する事業(この事業を行うために必要な基幹改良事業(生活基盤近代化事業の対象)を含む。) なお、平成19年度以降に上水道に統合された簡易水道等は当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上かつ当該施設の有収水量当たりの水量拡張事業費用が平均以上であること、また、他の水道施設から原則として200m以上離れていること
		飲 料 水 供 給 施 設	——	

注5 「特定簡易水道事業」及び「特定飲料水供給施設」とは、事業経営者が同一であって次のいずれかの要件を有する他の水道事業が存在する簡易水道事業または飲料水供給施設。
 ア、会計が同一であるもの
 イ、水道施設が接続しているもの
 ウ、管路延長で、原則として10km未満に給水区域を有するもの。

注6 「特定経営状況事業」とは、給水原価が全簡易水道事業の平均の半分以上であって、供給単価が全簡易水道事業の平均の半分以上かつ供給単価が給水原価の120%以下の簡易水道事業。
 (平成31年度適用価格)
 全国簡易水道事業の給水原価の平均 312.86円/㎡
 全国簡易水道事業の供給単価の平均 168.04円/㎡

4. 国庫補助対象施設

- 1 次に定める施設及び当該施設設置のために必要な最小限の用地及び補償費
- (1) 井戸、集水埋きよ、貯水池、取水ポンプその他取水に必要な施設
 - (2) 導水管、送水管、その他導送水に必要な施設
 - (3) 浄水池、滅菌装置その他浄水に必要な施設
 - (4) 配水池、配水管その他配水に必要な施設
 - (5) 飲料水供給施設にあっては(1)～(4)のほか給水に必要な施設で屋外に新設する部分
ただし、次のものを除く。
ア 給水栓
イ 立上り管
 - (6) 放射線量の確認を行うための分析機器(シンチレーションサーペイメータ)
- 2 1には次に掲げる施設を含まない。
- (1) 事務所及び倉庫(工事施工のための仮事務所、仮設倉庫を除く)
 - (2) 門、柵、塀、植樹、その他簡易水道の維持管理に必要な施設
 - (3) 給水装置
- 3 補助対象の計画1人1日最大給水量は、5000(地方生活基盤整備水道事業は6250)である。

5. 補助率

1 簡易水道施設

区 分		単位管延長	補助率
財政力指数	0.30を超える市町村	20m以上	4/10
		6m以上20m未満	1/3
		6m未満	1/4
	0.30以下の市町村	7m以上	4/10
		7m未満	1/3
渇水対策として行う海水淡水化施設整備に係る事業		1m以上	4/10
放射線量分析機器			1/4
2 飲料水供給施設			4/10
3 離島簡易水道事業(上記1、2に関係なく)			1/2

注7 財政力指数:地方交付税法第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で、当該年度前3年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値

注8 単位管延長の算出方法:今回布設管延長÷計画給水人口

- ①今回布設管延長は、補助事業で整備する管の延長
- ②計画給水人口は、
ア 区域拡張の場合は拡張区域の計画給水人口
イ 統合の場合は統合後の計画給水人口
ウ 無水源の場合は無水源地域の計画給水人口
- ③管路の基幹改良の場合は、導水管、送水管、配水管、全管路に区分し算出する。

② 水道水源開発等施設整備費国庫補助金

1. 補助対象事業		2. 認可及び経営	3. 採 択 基 準
水道水源開発施設	①水道水源開発施設	法第6条、第10条の認可	ア 水道事業は、資本単価が90円/m ³ 以上であること。 イ 水道用水供給事業は、資本単価が70円/m ³ 以上であること。 ウ 渇水に対応するため、厚生労働大臣が認める海水淡水化施設の緊急整備事業で、水道事業で資本単価が35円/m ³ 以上、水道用水供給事業で資本単価が25円/m ³ 以上であること。
	②遠距離導水等施設		水路延長が7km以上で、水道水源開発施設整備費の国庫補助事業と一体のもの
高度浄水施設等	③高度浄水施設等	法第6条、第10条の認可	ア 高度浄水施設の整備が特に必要であると認められる事業であること。 イ 水道事業は、資本単価が90円/m ³ 以上であること。 水道用水供給事業は、資本単価が70円/m ³ 以上であること。

注1) 海水淡水化施設整備の補助対象施設について

①逆浸透膜方式施設

原水設備、調整設備(薬品注入設備を含む)、逆浸透設備、放流設備、電気・機械及び計装設備

②電気透析方式施設

原水設備、調整設備(薬品注入設備を含む)、電気透析設備、放流設備、電気・機械及び計装設備

4. 補助対象施設	5. 補助率
ダム、堰、水路、海水淡水化施設(注1) 又は密接な関連を有する施設	<p>ア及びイに該当する事業 1/3</p> <p>但し、平成21年度以前に採択された事業であって、 水道事業で資本単価が140円/m³以上、水道用水 供給事業で資本単価が100円/m³以上の場合 1/2</p> <p>ウに該当する事業 1/2</p>
取水施設、導水施設	
<p>高度浄水施設整備 (生物処理施設、オゾン処理施設、活性炭処理施設、 ストリップング処理施設等)</p> <p>水道原水水質改善 代替水源施設整備</p>	<p>1/3</p> <p>但し、クリプトスポリジウム等の病原性原虫による汚染 に対処するための事業で、イの基準に満たない事業 1/4</p>

③ 生活基盤施設耐震化等交付金

(1) 水道施設等耐震化事業

1. 交付対象事業		2. 認可及び経営	3. 採 択 基 準
水道未普及地域 解消事業	補助金事業に同じ		
再編簡易水道事業	補助金事業に同じ		
近代生活基盤化事業	補助金事業に同じ		
緊急時給水拠点確保等事業	配 水 池	法第6条 第10条の認可	(各施設共通の基準) ア 地震等対策地域における事業であること。 イ 資本単価が90円/㎡以上であること。
	緊急時用連絡管		計画1日最大給水量の10時間分を越え、12時間までの容量の配水池を整備する事業であること。
	貯留施設		緊急時において、広域圏域の間、近隣の水道事業者等の間若しくは同一の水道事業者体内で水道水を相互融通できる施設を整備する事業であること。
	緊急遮断弁		送水又は配水の用に供する管路であって水の貯留機能を合わせ持つ施設の整備事業であること。
	大容量送水管		緊急時に配水池等の水道水の流失を防止するための緊急遮断弁の整備事業であること。
	重要給水施設配水管		緊急時に対応するための貯留機能を合わせ持つ大容量の送水管を整備する事業であること。
	基幹水道構造物の耐震化事業		基幹病院等の給水優先度が特に高い施設に水道水を配水する配水管であって、耐震機能を有するものを整備する事業であること。
水道管路耐震化等推進事業	老朽管更新事業	法第6条 第10条の認可	配水池及び浄水場等の基幹水道構造物のうち特に耐震化が必要であると認められるものの補強事業又は改築・更新事業
	水道管路緊急改善事業		ア 地震対策等地域において地震対策として行う更新事業であること。 イ 水道事業で資本単価が90円/㎡以上、水道用水供給事業で資本単価が70円/㎡以上であること。※H28新規まで
	管路近代化事業		1 1ヶ月に10m ³ 使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度通知の平均料金より高く、給水収益に占める企業債残高が毎年度通知する値より高い上水道事業者であること。 2 1に該当しない上水道事業者で、1ヶ月に10m ³ 使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度通知の平均料金より高く、有収密度が毎年度通知する平均値より低い上水道事業者であること。 3 1に該当しない上水道事業者で、給水収益に占める企業債残高が毎年度通知する値より高く、料金回収率が100%以上の上水道事業者であること。 4 水道用水供給事業者であること。 但し、公共施設運営権事業(コンセッション)導入のために実施する事業については、1から4の条件は付さない。また、交付額は5億円を上限とする。
	鉛管更新事業		直結給水を実施するための事業で、都市計画法に基づく市街化区域の配水施設整備で資本単価が140円/㎡以上であること。
	基幹管路耐震化整備事業		鉛管の更新事業で、資本単価が90円/㎡以上であること。
			災害復旧事業と併せて行う導水管、送水管、厚生労働大臣が必要と認める配水管の耐震化事業であること。

4. 補助対象施設	5. 補助率
配水池及び配水池と密接な関連を有する送水管及び配水管(既設管との連絡部分のみ)、塩素注入設備、計装設備、仕切弁、緊急遮断弁等、ポンプ	
導水管、送水管、配水管、ポンプ、計装機器等	
貯留施設及び貯留施設と密接な関連を有する貯水施設、配水管、送水管(既設管との連絡部分のみ)、給水管、給水柱、給水ポンプ	
緊急遮断弁及び緊急遮断弁と密接な関連を有する非常用電源設備、伸縮可境管	1/3
送水管及び立坑施設	
重要給水施設に水道水を配水する配水管、ポンプ、計装機器並びにこれらと密接な関連を有する施設	
取水施設、導水施設、浄水施設、送配水施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設等	
布設後20年以上経過した塩化ビニル管、铸铁管、コンクリート管並びに、布設後30年以上経過したダクタイル铸铁管である導水管、送水管、配水管	1/3 但し、水道事業で資本単価が140円/m ³ 以上、水道用水供給事業で資本単価が100円/m ³ 以上の場合 1/2 厚生労働大臣が認める老朽管の更新事業 1/4
布設後40年以上経過した铸铁管、石綿管、鉛管、コンクリート管、塩化ビニル管、ダクタイル铸铁管であって、基幹管路(導水管、送水管、配水本管)に布設されている管路の更新 (ただし、塩化ビニル管及びダクタイル铸铁管は耐震性の低い継手を有するものに限る)	1/3
石綿セメント管、布設後20年以上経過した塩化ビニル管、铸铁管及び鋼管等の管路更新、ポンプ、水圧調整施設、電気計装設備の設置又は更新等	1/4 但し、平成27年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業 1/3
鉛管である導水管、送水管、配水管	1/4 但し、平成27年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業 1/3
導水管、送水管、配水管	1/3 但し、平成27年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業 1/2

(2) 水道事業運営基盤強化推進等事業

1. 交付対象事業		2. 認可及び経営	3. 採 択 基 準
水道事業運営基盤強化推進事業	広域化事業		事業開始後5年以内に広域化を実現する事業で、全体計画は10年間で令和16年度までの時限事業。
	運営基盤強化等事業		広域化事業に係る対象施設の整備事業費を上限に、広域化後の圏域における運営基盤強化の施設整備に関する事業。
	水道施設共同化事業		都道府県水道ビジョン(水道整備基本構想)等において、将来的に3以上の水道事業等で事業統合又は経営の一体化を行う方針を明示している圏域内の水道事業等が、他の水道事業と実施する共同の水道施設の建設事業であって、資本単価90円/m ³ 以上の水道事業者、簡易水道事業又は資本単価70円/m ³ 以上の水道用水供給事業者が実施する事業であること。
	水道施設再編推進事業		ア 資本単価が水道事業にあつては90円/m ³ 以上、水道用水供給事業にあつては70円/m ³ 以上であること。 イ 公表された施設整備計画に基づき、同一系統において3施設以上の廃止を伴う水道施設の統合整備事業であること。
	水道施設台帳電子化促進事業		広域化を検討している協議会等に参加している水道施設台帳の電子化がされていない水道事業者等が、行政区域を別にする他の水道事業者等と共同で水道施設台帳の電子化を図る事業。
水道広域化施設整備費	特定広域化施設整備費	法第6条 第10条の認可	ア 現在居住人口が原則として50万人以上で、給水量の増加を伴う新設又は増設事業であること。 イ 広域的水道整備計画(水道法第5条の2)に基づく事業であること。 ウ 水道事業は、資本単価が140円/m ³ 以上であること。水道用水供給事業は、資本単価が100円/m ³ 以上であること。 エ 平成26年度以前に採択された事業。
	一般広域化施設整備費		ア 現在居住人口が原則として50万人以上で、給水量の増加を伴う新設又は増設事業であること。 イ 水道事業は、資本単価が140円/m ³ 以上であること。水道用水供給事業は、資本単価が100円/m ³ 以上であること。 ウ 資本単価が140円/m ³ 以上であること。 エ 平成21年度以前に採択された事業。
	広域化促進地域上水道施設整備費		ア 広域的水道整備計画(水道法第5条の2)の区域内の水道事業で、特定広域化事業から水道用水の供給を受ける水道事業であること。 イ 計画給水人口又は計画給水量が20%以上増加する新設又は拡張事業であること。 ウ 資本単価が140円/m ³ 以上であること。 エ 平成26年度以前に採択された事業。
	水道広域化促進事業費		ア 給水人口が概ね10万人以下、かつ資本単価が90円/m ³ 以上の水道事業を統合の対象に含むこと。 イ 経年施設更新事業及び統合関連事業に係る水道施設の整備計画が定められていること。 ウ 平成26年度以前に採択された事業。
水道水源自動監視施設等整備事業	水道水源自動監視施設整備費	法第6条 第10条の認可	水道水源自動監視施設の設備が必要であると認められる事業で、2以上の水道事業者等が連携して体系的・効率的かつ計画的に24時間連続して水道水源の監視を行う事業であること。
	遠隔監視システム整備費		簡易水道事業統合計画に基づき、簡易水道事業を統合することを契機に施設の管理水準を維持し、経費の縮減を通じた経営の効率化を図るために整備する事業であること。

4. 補助対象施設	5. 補助率
取水門、取水堰、取水塔、井戸、集水埋きよ、取水ポンプ、貯水池、導水きよ、導水管、導水ポンプ、沈澱池、ろ過池、浄水池、送水きよ、送水管、送水ポンプ、配水池、調整池、配水管、配水ポンプ等	1/3
取水門、取水堰、取水塔、井戸、集水埋きよ、取水ポンプ、貯水池、導水きよ、導水管、導水ポンプ、沈澱池、ろ過池、浄水池、送水きよ、送水管、送水ポンプ、配水池、調整池、配水管、配水ポンプ等	1/3
浄水施設、送配水施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設(ただし、管路は含まないものとする。)	1/3
需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費) 役務費(通信運搬費、筆耕翻訳料) 委託料、使用料及び賃借料	1/3
取水、貯水、導水、浄水、送水、配水の各施設	1/3
取水、貯水、導水、浄水、送水、配水の各施設	1/4
取水、貯水、導水、浄水、送水、配水の各施設	1/3
取水、貯水、導水、浄水、送水、配水の各施設	1/3
理化学的指標検査装置(濁度、電気伝導度、pH等)、 生物指標検査装置(魚類等生物を利用)、サンプリング装置、 ろ過装置、テレメータ、監視盤及びその他附帯機器	1/4
計装用機器(流量計測、水位計測、水圧計測、水質計測等)、 監視操作設備、制御設備、伝送設備及びその他附帯設備	1/4

(3) 官民連携等基盤強化推進事業

1. 交付対象事業		2. 認可及び経営	3. 採 択 基 準
官民連携等基盤強化推進事業	—	—	水道事業における官民連携の導入に向けた調査、検討及び計画作成等に関する事業で令和5年度までの時限事業。

(4) 水道事業におけるIoT活用推進モデル事業

1. 交付対象事業		2. 認可及び経営	3. 採 択 基 準
水道事業におけるIoT活用推進モデル事業	—	—	次のいずれかに該当する事業であること。 (1) 広域的な水道施設の整備と合わせて実施するIoT技術を活用した業務の効率化や、付加価値の高い水道サービスの実現を図る事業であること。 (2) IoT技術を活用した業務の効率化や、付加価値の高い水道サービスの実現を図る事業であること。

注) 地震対策等地域とは、

- ①大規模地震対策特別措置法第3条第1項の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域又は南海トラフ地震に係る地域防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域
- ②地震、渇水等による水道施設の被害、取水停止の経験がある地域、又は、今後特にそのおそれがある地域

4. 補助対象経費	5. 補助率
報償費、旅費、賃金、需用費、役務費、委託料、 使用量及び賃借料、備品購入費	1/3 平成29年度以降に事業を開始した場合 1/4

4. 補助対象施設	5. 補助率
<p>次に掲げる施設であって、先端技術を活用した設備と 合わせて整備する施設とする。</p> <p>ただし、3. 採択基準欄の(2)により実施する事業について は、先端技術を活用した設備の導入のみに限る。</p> <p>(1)取水門、取水堰、取水塔、井戸、集水埋きよ、取水ポンプ、 その他取水に必要な施設</p> <p>(2)貯水池、その他貯水に必要な施設</p> <p>(3)導水きよ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設</p> <p>(4)沈澱池、ろ過池、浄水池、その他浄水に必要な施設</p> <p>(5)送水きよ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設</p> <p>(6)配水池、調整池、配水管、配水ポンプ、並びにそれらの 付帯施設</p>	1/3

(14) 水質基準等一覧表

①水質基準（水道法第4条第2項に基づく項目（51項目））

水質基準に関する省令（平成15年5月30日厚生労働省令第101号）
 [最終改正 令和2年3月25日厚生労働省令第38号]

番号	区分	分類	項目	基準値
1	健康に関する項目	微生物	一般細菌	集落数：100/mL以下
2			大腸菌	検出されないこと
3		金属	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下
4			水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下
5			セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下
6			鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下
7			ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下
8			六価クロム化合物	0.02 mg/L以下
9		無機物	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下
10			シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下
11			硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下
12			フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下
13			ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下
14		有機化学物質	四塩化炭素	0.002 mg/L以下
15			1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下
16			シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
17			ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
18			テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
19			トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
20			ベンゼン	0.01 mg/L以下
21		消毒副生成物	塩素酸	0.6 mg/L以下
22			クロロ酢酸	0.02 mg/L以下
23			クロロホルム	0.06 mg/L以下
24			ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下
25			ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下
26			臭素酸	0.01 mg/L以下
27			総トリハロメタン(23, 25, 29, 30の総和)	0.1 mg/L以下
28			トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下
29			ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下
30			ブロモホルム	0.09 mg/L以下
31			ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下
32	金属	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	
33		アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	
34		鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	
35		銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	
36	味覚色	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	
37		マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	
38	味覚	塩化物イオン	200 mg/L以下	
39		カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L以下	
40		蒸発残留物	500 mg/L以下	
41	発泡	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	
42	かび臭物質	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	
43		2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	
44	発泡	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	
45	におい	フェノール類	0.005 mg/L以下	
46	味覚	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下	
47	基礎的性状	pH値	5.8以上8.6以下	
48		味	異常でないこと	
49		臭気	異常でないこと	
50		色度	5度以下	
51		濁度	2度以下	

②水質管理目標設定項目

(最終改正：令和2年3月30日付生食発0330第1号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)

番号	項目	目標値
1	アンチモン及びその化合物	0.02 mg/L以下
2	ウラン及びその化合物	0.002 mg/L以下 (暫定)
3	ニッケル及びその化合物	0.02 mg/L以下
4	(削除)	(削除)
5	1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
6	(削除)	(削除)
7	(削除)	(削除)
8	トルエン	0.4 mg/L以下
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 mg/L以下
10	亜塩素酸	0.6 mg/L以下
11	(削除)	(削除)
12	二酸化塩素	0.6 mg/L以下
13	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L以下 (暫定)
14	抱水クロラール	0.02 mg/L以下 (暫定)
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1 以下
16	残留塩素	1 mg/L以下
17	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	10 mg/L以上、100 mg/L以下
18	マンガン及びその化合物	0.01 mg/L以下
19	遊離炭酸	20 mg/L以下
20	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3 mg/L以下
21	メチル- <i>t</i> -ブチルエーテル	0.02 mg/L以下
22	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下
23	臭気強度 (TON)	3 以下
24	蒸発残留物	30 mg/L以上、200 mg/L以下
25	濁度	1 度以下
26	pH値	7.5程度
27	腐食性 (ランゲリア指数)	-1 程度以上とし、極力0 に近づける
28	従属栄養細菌	1 mLの検水で形成される集落数が2,000以下 (暫定)
29	1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
30	アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/L以下
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA) の量の和として0.00005mg/L以下 (暫定)

③農薬類（水質管理目標設定項目15の項）の対象農薬リスト

（最終改正：令和2年3月30日付生食発0330第1号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）

番号	検査項目	用途	目標値 (mg/L)	番号	検査項目	用途	目標値 (mg/L)
1	1, 3-ジクロロプロベン (D-D)	殺虫剤	0.05	31	キャプタン	殺菌剤	0.3
2	2, 2-DPA (ダラボン)	除草剤	0.08	32	クミロン	除草剤	0.03
3	2, 4-D (2, 4-PA)	除草剤	0.02	33	グリホサート	除草剤	2
4	EPN	殺虫剤	0.004	34	グルホシネート	除草剤 植物成長調整剤	0.02
5	MCPA	除草剤	0.005	35	クロメプロップ	除草剤	0.02
6	アシュラム	除草剤	0.9	36	クロルニトロフェン (CNP)	除草剤	0.0001
7	アセフェート	殺虫剤、殺菌剤	0.006	37	クロルピリホス	殺虫剤	0.003
8	アトラジン	除草剤	0.01	38	クロロタロニル (TPN)	殺虫剤、殺菌剤	0.05
9	アニロホス	除草剤	0.003	39	シアナジン	除草剤	0.001
10	アミトラズ	殺虫剤	0.006	40	シアノホス (CYAP)	殺虫剤	0.003
11	アラクロール	除草剤	0.03	41	ジウロン (DCMU)	除草剤	0.02
12	イソキサチオン	殺虫剤	0.005	42	ジクロベニル (DBN)	除草剤	0.03
13	イソフェンホス	殺菌剤	0.001	43	ジクロルボス (DDVP)	殺虫剤	0.008
14	イソプロカルブ (MIPC)	殺虫剤	0.01	44	ジクワット	除草剤	0.01
15	イソプロチオラン (IPT)	殺虫剤、殺菌剤 植物成長調整剤	0.3	45	ジスルホトン (エチルチオメトン)	殺虫剤	0.004
16	イブロベンホス (IBP)	殺菌剤	0.09	46	ジチオカルバメート系農薬	殺虫剤、殺菌剤	0.005 (二酸化炭素として)
17	イミノクタジン	殺虫剤、殺菌剤	0.006	47	ジチオピル	除草剤	0.009
18	インダノファン	除草剤	0.009	48	シハロホップブチル	除草剤	0.006
19	エスプロカルブ	除草剤	0.03	49	シマジン (CTA)	除草剤	0.003
20	エトフェンプロックス	殺虫剤、殺菌剤	0.08	50	ジメタメトリン	除草剤	0.02
21	エンドスルファン (ベンゾエピン)	殺虫剤	0.01	51	ジメトエート	殺虫剤	0.05
22	オキサジクロメホン	除草剤	0.02	52	シメトリン	除草剤	0.03
23	オキシ銅 (有機銅)	殺虫剤、殺菌剤	0.03	53	ダイアジノン	殺虫剤、殺菌剤	0.003
24	オリサストロピン	殺虫剤、殺菌剤	0.1	54	ダイムロン	殺虫剤、殺菌剤 除草剤	0.8
25	カズサホス	殺虫剤	0.0006	55	ダノメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソチオシアネート	殺菌剤	0.01 (メチルイソチオシアネートとして)
26	カフェンストロール	殺虫剤、除草剤	0.008	56	チアジニル	殺虫剤、殺菌剤	0.1
27	カルタップ	殺虫剤、殺菌剤 除草剤	0.08	57	チウラム	殺虫剤、殺菌剤	0.02
28	カルバリル (NAC)	殺虫剤	0.02	58	チオジカルブ	殺虫剤	0.08
29	カルボフラン	代謝物	0.005	59	チオファネートメチル	殺虫剤、殺菌剤	0.3
30	キノクラミン (ACN)	除草剤	0.005	60	チオベンカルブ	除草剤	0.02

番号	検査項目	用途	目標値 (mg/L)	番号	検査項目	用途	目標値 (mg/L)
61	テフリルトリオン	除草剤	0.002	91	プロピコナゾール	殺菌剤	0.05
62	テルブカルブ (MBPMC)	除草剤	0.02	92	プロピザミド	除草剤	0.05
63	トリクロピル	除草剤	0.006	93	プロベナゾール	殺虫剤、殺菌剤	0.03
64	トリクロルホン (DEP)	殺虫剤	0.005	94	プロモブチド	殺虫剤、除草剤	0.1
65	トリシクラゾール	殺虫剤、殺菌剤 植物成長調整剤	0.1	95	ベノミル	殺菌剤	0.02
66	トリフルラリン	除草剤	0.06	96	ベンシクロン	殺虫剤、殺菌剤	0.1
67	ナプロバミド	除草剤	0.03	97	ベンゾビスクロン	除草剤	0.09
68	バラコート	除草剤	0.005	98	ベンゾフェナップ	除草剤	0.005
69	ビベロホス	除草剤	0.0009	99	ペンタゾン	除草剤	0.2
70	ビラクロニル	除草剤	0.01	100	ベンディメタリン	除草剤 植物成長調整剤	0.3
71	ビラゾキシフェン	除草剤	0.004	101	ベンフラカルブ	殺虫剤、殺菌剤	0.04
72	ビラゾリネート (ビラゾレート)	除草剤	0.02	102	ベンフルラリン (ベスロジン)	除草剤	0.01
73	ビリダフェンチオン	殺虫剤	0.002	103	ベンフレセート	除草剤	0.07
74	ビリブチカルブ	除草剤	0.02	104	ホスチアゼート	殺虫剤	0.003
75	ビロキロン	殺虫剤、殺菌剤	0.05	105	マラチオン (マラソン)	殺虫剤	0.7
76	フィブロニル	殺虫剤、殺菌剤	0.0005	106	メコプロップ (MCP P)	除草剤	0.05
77	フェニトロチオン (MEP)	殺虫剤、殺菌剤 植物成長調整剤	0.01	107	メソミル	殺虫剤	0.03
78	フェノブカルブ (BPMC)	殺虫剤、殺菌剤	0.03	108	メタラキシル	殺虫剤、殺菌剤	0.2
79	フェリムゾン	殺虫剤、殺菌剤	0.05	109	メチダチオン (DMTP)	殺虫剤	0.004
80	フェンチオン (MPP)	殺虫剤	0.006	110	メトミノストロピン	殺虫剤、殺菌剤	0.04
81	フェントエート (PAP)	殺虫剤、殺菌剤	0.007	111	メトリブジン	除草剤	0.03
82	フェントラザミド	除草剤	0.01	112	メフェナセツト	除草剤	0.02
83	フサライド	殺虫剤、殺菌剤	0.1	113	メプロニル	殺虫剤、殺菌剤	0.1
84	ブタクロール	除草剤	0.03	114	モリネート	除草剤	0.005
85	ブタミホス	除草剤	0.02				
86	ブプロフェジン	殺虫剤、殺菌剤	0.02				
87	フルアジナム	殺菌剤	0.03				
88	プレチラクロール	除草剤	0.05				
89	プロシミドン	殺菌剤	0.09				
90	プロチオホス	殺虫剤	0.007				

④要検討項目

(最終改正：令和2年3月30日付薬生水発0330第1号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知)

番号	項目	目標値(mg/L)
1	銀及びその化合物	-
2	バリウム及びその化合物	0.7
3	ビスマス及びその化合物	-
4	モリブデン及びその化合物	0.07
5	アクリルアミド	0.0005
6	アクリル酸	-
7	17-β-エストラジオール	0.00008 (暫定値)
8	エチニル-エストラジオール	0.00002 (暫定値)
9	エチレンジアミン四酢酸 (EDTA)	0.5
10	エピクロロヒドリン	0.0004 (暫定値)
11	塩化ビニル	0.002
12	酢酸ビニル	-
13	2,4-トルエンジアミン	-
14	2,6-トルエンジアミン	-
15	N,N-ジメチルアニリン	-
16	スチレン	0.02
17	ダイオキシン類	1 pgTEQ/L (暫定値)
18	トリエチレンテトラミン	-
19	ノニルフェノール	0.3 (暫定値)
20	ビスフェノールA	0.1 (暫定値)
21	ヒドラジン	-
22	1,2-ブタジエン	-
23	1,3-ブタジエン	-
24	フタル酸ジ (n-ブチル)	0.01
25	フタル酸ブチルベンジル	0.5
26	マイクロキスチン-LR	0.0008 (暫定値)
27	有機すず化合物	0.0006 (暫定値) (TBTO)
28	ブロモクロロ酢酸	-
29	ブロモジクロロ酢酸	-
30	ジブロモクロロ酢酸	-
31	ブロモ酢酸	-
32	ジブロモ酢酸	-
33	トリブロモ酢酸	-
34	トリクロロアセトニトリル	-
35	ブロモクロロアセトニトリル	-
36	ジブロモアセトニトリル	0.06
37	アセトアルデヒド	-
38	MX	0.001
39	キシレン	0.4
40	過塩素酸	0.025
41	削除	削除
42	削除	削除
43	N-ニトロソジメチルアミン (NDMA)	0.0001
44	アニリン	0.02
45	キノリン	0.0001
46	1,2,3-トリクロロベンゼン	0.02
47	ニトリロ三酢酸(NTA)	0.2